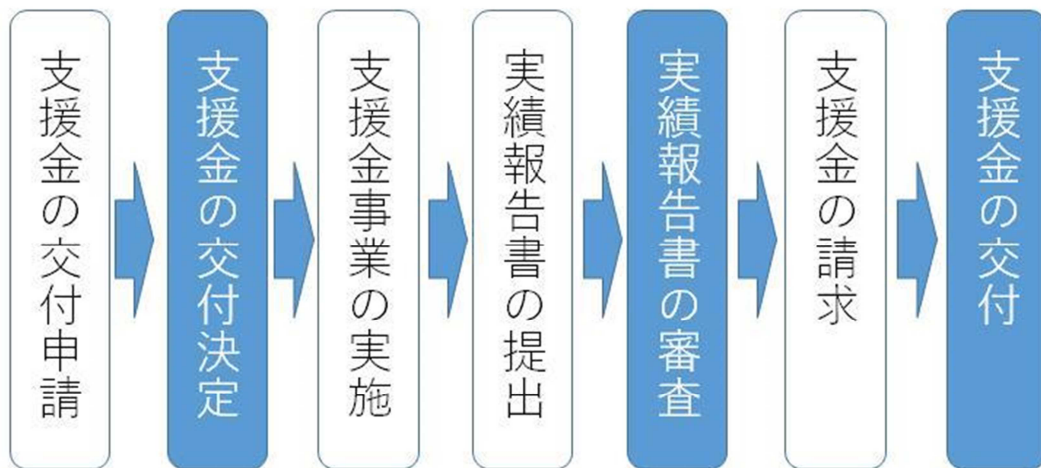


江田島市未来創造支援金募集の手引き

1. 制度の趣旨	P2
2. 補助対象者	P2
3. 補助対象事業	P2
4. 補助対象事業の内容	P2～3
5. 支援金の額	P3～4
6. 交付申請及び交付決定	P4
7. 事業の変更	P4
8. 実績報告	P4～5
9. 支援金の交付	P5
10. その他留意事項	P5
11. 参考資料	P6～13

支援金事業実施フロー



お問合せ先

〒737-2297

広島県江田島市大柿町大原505

江田島市役所産業部交流観光課

電話：0823 (43) 1644

F A X：0823 (57) 4432

メール：kankou@city.etajima.hiroshima.jp

1. 制度の趣旨

新型コロナウイルス感染症により、従来の経済活動が縮小される中においても、地道な販路開拓等により売上高の増加への取組、販売促進や誘客への取組、事業再開に向けた新型コロナウイルス感染症予防対策への取組、国や県などの支援策を活用する取組を行い、雇用の維持や事業の継続を図る事業者を応援するため、支援金を交付します。

2. 補助対象者

支援金の交付を受けることができる事業者は江田島市内で事業を営み、事業継続のために意欲的に取り組む事業者で、次の要件全てに該当する必要があります。

※事業として登録、事業収入の確定申告・市県民税申告をしている必要があり、個人での取組は対象外とします。

(例：中小企業者、個人事業者、飲食店、農林漁業者、病院、介護施設などの事業者)

- (1) 江田島市内に所在し、事業を行っている事業者
- (2) 個人においては事業収入を得ており、確定申告を行っている事業者
- (3) 「江田島市医療従事施設等支援金」及び「江田島市公共交通支援補助金」の交付を受けていない事業者
- (4) 前年度以前の市税を滞納していない事業者
(申請後、同意書をもとに滞納状況を確認させていただきます)
- (5) 江田島市暴力団排除条例(平成23年条例1号)第2条各号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等のいずれにも該当しない事業者

3. 補助対象事業

この支援金の交付の対象となる事業は次のとおりで、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに実施したものが対象となります。

- (1) 新商品開発・販路拡大事業
- (2) 販売促進・誘客事業
- (3) 感染防止対策事業
- (4) 事業継続支援事業

4. 補助対象事業の内容

- (1) 新商品開発・販路拡大事業

内容	持続的な経営に向け事業者が行う新商品の開発や販路拡大の取組を支援します。	
取組事例	・新商品の開発(申請前に対象となるかどうか要確認) ・デリバリーサービスの導入 ・自社ホームページ作成などの販売拡大用サイトの構築 ・既存のインターネット販売用ウェブサイトへの登録	
補助対象経費・補助率	新商品の開発、販路拡大に伴う経費	全額
	10万円を超える備品・工事費に伴う経費	2分の1

(2) 販売促進・誘客事業

内容	事業者が行う販売促進や誘客への取組を支援します。	
取組事例	<ul style="list-style-type: none"> 販売促進用のチラシやのぼりなどの作成 飲食店以外 <ul style="list-style-type: none"> 事業者が独自で行う 20%以内の割引サービス等の提供, オプションでの無料サービスの実施, 新規勧誘のキャンペーンの実施等 (申請前に対象となるかどうか要確認) ※特定の利用者だけの利益にならないようサービスを一定期間継続して行い, 購入者が公平に利用できるようにすること。 飲食店 <ul style="list-style-type: none"> えたじまブランド認定品となっている品物等を使用したメニューの提供 (申請前に対象となるかどうか要確認) 	
補助対象経費・補助率	事業者が独自で 20%以内のプレミアムがついた役務の提供, 商品の販売にかかる経費	商品・販売額の 5 分の 1 以内 (プレミアム分)
	えたじまブランド認定品となっている品物等の仕入れにかかる経費	2 分の 1
	販売促進物の作成, その他販売促進, 誘客の取組にかかる経費	全額

(3) 感染防止対策事業

内容	令和 2 年 4 月 1 日から実施している事業を継続するために必要な感染防止対策の取組を支援します。	
取組事例	<ul style="list-style-type: none"> マスク, 消毒液などの購入 アクリル板, 透明ビニールシートの購入, 設置 換気設備の導入 従業員の感染対策物品 (体温計など) の購入 	
補助対象経費・補助率	新型コロナウイルス感染症防止対策にかかる経費	全額
	エタジマミライト登録店補 (最低限マスク・消毒・飛沫防止の整備が必要)	定額 5 万円
	10 万円を超える備品・工事費に伴う経費	2 分の 1

(4) 事業継続支援事業

内容	国・県等の新型コロナウイルス感染症対策にかかる事業の事業者負担分を支援します。	
取組事例 (代表例)	<ul style="list-style-type: none"> 雇用調整助成金の事業者負担分 小規模事業者持続化補助金の事業者負担分 家賃支援給付金の事業者負担分 <p style="text-align: right;">※ 代表例です。</p>	
補助対象経費・補助率	家賃支援給付金の事業者負担分 (国が 2/3 負担で市は 1/6 を負担する)	2 分の 1
	その他の対策事業の事業者負担分	全額

5. 支援金の額

- (1) 支援金の額は各事業の支援金の合計額として、上限を30万円、下限を3万円とします。
- (2) 支援金の合計額に1,000円未満の端数が出た場合は切り捨てます。
- (3) 補助対象経費からは消費税や地方消費税の額を除きます。
- (4) 本事業で補助対象経費となっている経費に対して別の支援・助成措置を受けている場合にはその額を控除します。
- (5) 本事業による支援は、1事業者に対して1回限りです。

6. 交付申請及び交付決定

(1) 交付申請

支援金を受けようとする場合は、令和3年3月31日までに「江田島市未来創造支援金交付申請書（様式第1号）」と「同意書（様式第2号）」に必要な書類を添付して提出する必要があります。

事業	必要書類
全事業共通	<ul style="list-style-type: none">・同意書（様式第2号）・事業内容概要書及び支出明細書（計画）・令和元年分の確定申告第一表の写し（令和2年1月以降に開業した場合は、法人登記書類や開業届など開業が確認できる書類の写し）
新商品開発・販路拡大事業	<ul style="list-style-type: none">・詳細見積り、カタログ、写真等額の根拠資料
販売促進・誘客事業	<ul style="list-style-type: none">・詳細見積り、カタログ、写真等額の根拠資料・キャンペーン等の内容がわかる資料（チラシ・HP等）
感染防止対策事業	<ul style="list-style-type: none">・詳細見積り、カタログ、写真等額の根拠資料（4/1以降の領収書の写しでも可）
事業継続支援事業	<ul style="list-style-type: none">・該当する事業の国、県等からの交付決定通知書や請求書などの写し

(2) 交付決定

市は提出のあった申請書を審査して、適当と認めたときは「江田島市未来創造支援金交付決定通知書（様式第3号）」により通知します。

7. 事業の変更

- (1) 交付決定者は交付決定を受けた支援対象事業の事業内容や事業計画に著しい変更をしようとするときは、「江田島市未来創造支援金変更承認申請書（様式第4号）」に必要な書類を添付して提出する必要があります。

変更が必要な事例	変更が不要な事例
<ul style="list-style-type: none">・事業目的や内容を変更する場合・交付決定を受けた事業区分ごとで事業の中止や別の区分の事業を実施しようとする場合・支援金交付申請額が変更となる場合	<ul style="list-style-type: none">・購入予定の物品の単価が変わる場合・購入予定の物品と同程度の別の物品を購入する場合・購入予定の物品の数量が変わる場合・事業の実施期間を変更する場合

- (2) 市は提出のあった変更承認申請書を審査して、適当と認めるときは「江田島市未来創造支援金変更承認書（様式第5号）」により通知します。

8. 実績報告

- (1) 交付決定者は事業が完了した場合は完了した日から1か月以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに「江田島市未来創造支援金実績報告書（様式第6号）」に必要な書類を添えて提出する必要があります。

事業	必要書類
全事業共通	・事業報告書及び支出明細書（実績）
新商品開発・販路拡大事業	・領収書の写し ・事業の内容が分かる（購入した物品）写真等
販売促進・誘客事業	・領収書の写し ・事業の内容が分かる（購入した物品）写真等 ・売上明細等キャンペーンの実績がわかるもの
感染防止対策事業	・領収書の写し（エタジマミライト登録店舗については5万円までは領収書等不要） ・事業の内容が分かる（購入した物品）写真等
事業継続支援事業	・実績報告書の提出は不要です。

9. 支援金の交付

- (1) 市は提出のあった実績報告書を審査して、適当であると認めるときは支援金の額を確定し、支援金を交付します。
- (2) 交付決定者が支援金の交付を受けようとするときは、「江田島市未来創造支援金交付請求書（様式第7号）」を提出する必要があります。

10. その他留意事項

- (1) 交付決定の取消し
交付決定者が次の事項に該当した場合は交付決定を取り消します。
- ① 江田島市未来創造支援金交付要綱の規定や交付決定に付した条件に違反した場合
 - ② 偽りの申請その他不正な手段により支援金の交付決定を受けた場合
 - ③ その他市長が不当と認める場合
- (2) 帳簿等の備付け
支援対象事業の属する年度の翌年度から5年間は支援事業に関する帳簿及び書類を備え、保存していなければいけません。

記入例

様式第1号（第6条関係）

令和2年●月●日

江田島市長 様

〒 737-2297

住所（法人に 江田島市大柿町大原505
あつては所在地）氏名（法人にあつては ●●●●●食堂 ㊞
名称及び代表者氏名）

電話番号 0823(●●)●●●●●

江田島市未来創造支援金交付申請書

年度において、次のとおり事業を実施したいので、江田島市未来創造支援金交付要綱第6条の規定に基づき江田島市未来創造支援金の交付を申請します。

1 交付申請額 ¥300,000円

事業名	事業費	支援対象経費	支援対象額
新商品開発・販路拡大事業	円	円	円
販売促進・誘客事業	250,000円	250,000円	150,000円
感染防止対策事業	200,000円	200,000円	200,000円
事業継続支援事業	円	円	円
合計	450,000円	450,000円	350,000円

※支援対象経費は消費税及び地方消費税を除いたもの

※支援金は上限300,000円、下限30,000円

2 支援対象事業の目的及び内容

別紙事業内容概要書のとおり

3 添付書類

- (1) 別紙事業内容概要書
- (2) 令和元年分の確定申告書第1表の写し（令和2年1月以降に開業した場合は、法人登記書類や開業届など開業が確認できる書類の写し）
- (3) 同意書
- (4) その他市長が必要と認めた書類

※これ以外にも別途添付が必要な書類がある場合があります。申請をお考えの場合は、事前に交流観光課へお問合せください。

記入例

様式第1号別紙

事業内容概要書

氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名） ●●●●食堂

1 事業目的及び内容

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少しているため、江田島産品を使用した新メニューを開発し、誘客を図る。
また、店舗内の感染症対策のために必要な整備を行う。

2 事業実施期間 令和2年9月15日～令和3年1月31日

3 収支計画事業費

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	備考
市支援金	300,000円	交付申請額 (1,000円未満切り捨て)
自己負担	150,000円	
計	450,000円	

(2) 支出の部

区分	予算額（事業費）	必要書類
新商品開発・販路拡大事業	円	・詳細見積り、カタログ、 写真等の根拠資料
販売促進・誘客事業	250,000円	・詳細見積り、カタログ、 写真等の根拠資料 ・キャンペーン等の実施 が分かる資料（チラシ・HP等）
感染防止対策事業	200,000円	・詳細見積り、カタログ、 写真等の根拠資料
事業継続支援事業	円	・該当する事業の国県等 からの交付決定通知書や 請求書などの写し
計	450,000円	

※支出明細書（計画）を添付すること

記入例

支出明細書（計画）

氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名） ●●●● 食堂

区分		事業費	支援対象経費	補助率	支援対象額
新商品開発・販路 拡大事業	新商品の開発，販路拡大に伴う経費	円	円	10/10	円
	10万円を超える備品・工事費に伴う経費	円	円	1/2	円
	計（1,000円未満切り捨て）				円
販売促進・誘客事 業	プレミアム付き役務の提供，商品の販売に係る経費	円	円	1/5	円
	えたじまブランド認定品仕入れに係る経費	200,000円	200,000円	1/2	100,000円
	販売促進物の作成 その他販売促進，誘客の取組に係る経費	50,000円	50,000円	10/10	50,000円
	計（1,000円未満切り捨て）				150,000円
感染防止対策事業	新型コロナウイルス感染症防止対策に係る経費	150,000円	150,000円	10/10	150,000円
	エタジマミライト登録店舗	500,00円	500,00円	定額	50,000円
	10万円を超える備品・工事費に伴う経費	円	円	1/2	円
	計（1,000円未満切り捨て）				200,000円
事業継続支援事業	家賃支援給付金の事業者負担分	円	円	1/2	円
	その他の対策事業の事業者負担分	円	円	10/10	円
	計（1,000円未満切り捨て）				円

※金額は全て消費税及び地方消費税を除いたもの

取組事例

新商品開発・販路拡大事業 小売店（市内事業者）の事例

◆既存のインターネット販売用ウェブサイトへの登録

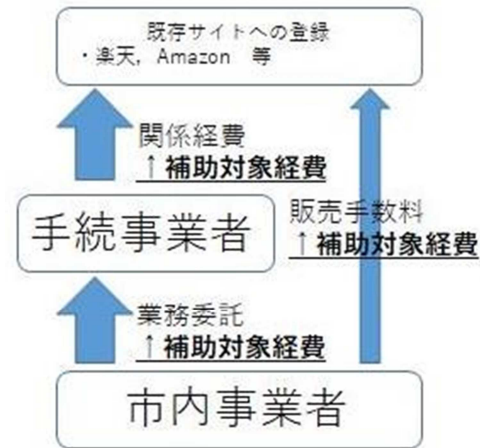
自社の取り扱う商品を既存のインターネット販売用ウェブサイトへ登録するため、その手続きを事業者（個人事業主を含む）に委託した。

費用	事業費	支援対象経費	補助率	支援対象額
委託料	250,000 円	250,000 円	全額	250,000 円
登録経費	50,000 円	50,000 円	全額	50,000 円
販売手数料※	50,000 円	50,000 円	全額	50,000 円
合計				350,000 円

※販売手数料は事業実施期間中に支払ったもののみ

※消費税や地方消費税の額は除きます。

支援金額：300,000 円（上限 300,000 円）



新商品開発・販路拡大事業 宿泊事業者の事例

◆既存のインターネット宿泊予約ウェブサイトへの登録

宿泊事業者（ホテル・旅館営業，簡易宿所営業，住宅宿泊事業（民泊新法）など区分は問いません）が既存のインターネット予約用ウェブサイトへ登録するため、その手続きを事業者（個人事業主を含む）に委託した。

費用	事業費	支援対象経費	補助率	支援対象額
委託料	150,000 円	150,000 円	全額	150,000 円
登録経費	50,000 円	50,000 円	全額	50,000 円
販売手数料※	50,000 円	50,000 円	全額	50,000 円
合計				250,000 円

※販売手数料は事業実施期間中に支払ったもののみ対象

※消費税や地方消費税の額は除きます。

支援金額：250,000 円



《宿泊ウェブサイトへの登録による国のGO TO トラベルの活用を支援します。》

販売促進・誘客事業 (対象：飲食店を除く事業者) 自動車販売店の事例

◆車のオイル交換にかかる費用を20%割引

販売促進や誘客をはかるため、車のオイル交換にかかる費用を20%割引のキャンペーンを実施した。

- 通常時価格 5,000円
- 割引後価格 4,000円 (プレミアム金額1,000円)
- キャンペーン期間 令和2年10月1日から12月31日 ※1か月以上必要
- 周知方法 店頭ポスター, 市のホームページ (事業実施前の申請が必要) 等
- 割引実績 200回

費用	事業費	支援対象経費	補助率	支援対象額
販売額	1,000,000円	1,000,000円	1/5	200,000円

※消費税や地方消費税の額は除きます。

支援金額：200,000円



販売促進・誘客事業 (対象：飲食店)

◆江田島産品を活用したメニューを提供

市内飲食店が新たに市内の生産者から直接、牡蠣を仕入れ、メニュー化して提供を行った。

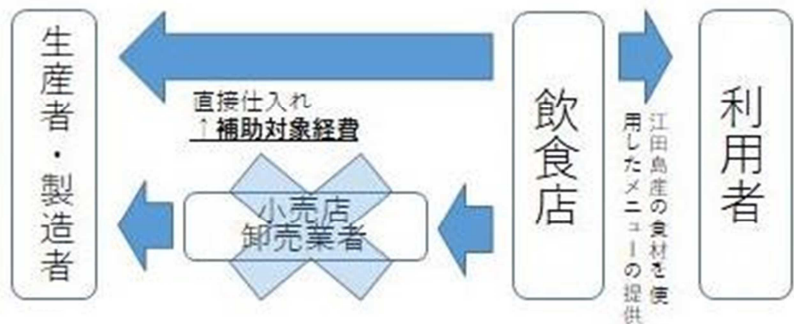
- 提供期間 令和2年10月1日から令和3年3月31日
- 周知方法 店頭ポスター, 市のホームページ (事業実施前の申請が必要) 等

費用	事業費	補助対象経費	補助率	支援対象額
感染防止対策 (マスク等購入)	60,000円	60,000円	全額	60,000円
材料費※ (牡蠣購入費)	400,000円	400,000円	1/2	200,000円

※実施期間中に支払ったもののみ

※消費税や地方消費税の額は除きます。

支援金額：260,000円



感染防止対策事業 全事業者が対象（他の事業との組み合わせOK）

◆小売店が感染防止の備品等整備

スーパーマーケットが店内の飛沫防止用備品整備や従業員用の物品の購入を行った。

- レジでの飛沫防止用アクリル板の設置
- 来客用アルコール消毒液の購入
- 従業員用のフェイスシールド、非接触型体温計、アルコール消毒液、ビニール手袋の購入

費用	事業費	支援対象経費	補助率	支援対象額
アクリル板の設置	200,000 円	200,000 円	1/2	100,000 円
物品購入	200,000 円	200,000 円	全額	200,000 円

※ 令和2年4月1日からの領収書の写しが必要となります。

※ 消費税や地方消費税の額は除きます。

支援金額：300,000 円



事業継続支援事業 国・県の補助金申請をした場合の自己負担がある場合が対象

◆国の家賃支援給付金の申請を行い、経営の存続を図った。

家賃 1 カ月 20 万円

国からの給付 20 万円 × 6 カ月 × 2 / 3 = 80 万円

事業者負担分 40 万円

費用	事業費	支援対象経費	補助率	支援対象額
家賃支援給付金事業者負担分	400,000 円	400,000 円	1 / 2	200,000 円

支援金額：200,000 円

【国の家賃支援給付金制度】

前年同月 50%以上の売上減少等で、支払家賃の6カ月分が2/3（個人で月額37.5万円以下）給付されます。（上限は法人で600万円，個人で300万円）

問い合わせ先 家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930

よくあるご質問

支援対象の事業者に関すること	
事業者とは商工業だけなのか？	市内の事業者全体を対象としています。 事業所としての法人登録や確定申告等の状況で判断します。個人は対象外です。 また、本市での同様の支援を受けている場合は、対象外です。(企画部のタクシー事業者等を対象とした公共交通対象事業等)
本店が市外にあり、支店が市内にある場合は対象になるか？	本市に所在する支店を対象とした取組を行う場合には対象となります。
前年度以前に市税等の滞納があった場合は対象とはならないか？	滞納分のお支払いが確認できた段階で交付決定を行います。
1回の申請で限度額に達していない場合は再度申請できるか？	申請は1事業者1回限りとさせていただきます。
他の同様の支援制度とは何か？	制度の趣旨・内容が同様の支援制度になります。本市の制度では「江田島市医療従事施設等支援金」や「江田島市公共交通支援補助金」が該当になります。
支援対象の事業に関すること	
支援対象となる期間は？	支援対象事業者が令和2年4月1日から令和3年3月31日までに実施した取組を対象とします。
1事業者で1つの事業しか活用できないのか？	複数の事業を組み合わせでの申請も可能です。その場合、各事業の支援金の合計額で上限30万円とします。
各事業にあてはまらない取組は？	4つの事業のどれかにあてはまる取組に対しまして支援を行います。
支援対象事業の内容に関すること	
新商品開発等とはどんな物でも対応するのか？	社会一般に考えられている物と考えています。対象になるかどうか事前に問い合わせをお願いします。
登録するWEBサイトはどんなものでもいいのか？	ある程度の信頼性のあるサイトを考えています。対象になるかどうか事前に問い合わせをお願いします。
販売用HP作成について、他の業者に委託してもいいのか？	HP作成にかかる費用を支援対象としますので業務委託料も含まれます。
20%以内のプレミアム付き役務の提供とはどんなものか？ 対象：飲食店を除く事業者	事業者自らがお客さんへの割引サービスを総額の20%以内で実施する場合です。(自らの業種の強みをいかした割引サービスの提供による消費喚起) チラシなどを作成(提出書類)し、1カ月以上の実施(期間内の全てのお客さんが対象)を対象と考えています。(前月10日までの申請受付⇒20日決定通知送付⇒翌月1カ月間対象、市HPで内容公開を検討中) 例えば、自動車販売店がオイル交換を1カ月間20%引きにするサービスを対象と考えています。
地元産の調味料・食材使用とは、どういうことか？ 対象：飲食店	例えば、飲食店が江田島市内の蠣養殖業者から直接牡蠣を購入することです。 その購入した牡蠣の費用の1/2を支援します。 調味料・食材としては、市商工会で認定した「えたじまブランド認定品」の牡蠣・チキン・日本酒・お菓子・佃煮・味噌・乾麺・いりこ・トマトジュース・豆腐・焼酎・醤油・オリーブオイルなどを基本に考えています。

新型コロナウイルス感染症防止対策は何でも対象となるのか？	<p>小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>の本事業（事業再開枠）の感染拡大予防のために行う感染防止対策の取組に準じます。</p> <p>例えば、マスク・消毒液・フェイスシールド・透明ビニールシート・清掃作業の外注などの新型コロナウイルス感染症防止対策関係の費用が対象となります。</p>
家賃支援給付金の事業者負担の1/2はどういうことか？	<p>国の家賃支援給付金は、前年同月50%以上の売上減少等で、支払家賃の6カ月分が2/3（個人で月額37.5万円以下）給付されます。（法人で600万円、個人で300万円）</p> <p>家賃6カ月分の1/3（事業者負担）の1/2が給付されます。</p> <p>（家賃総額の1/6が市から給付）</p> <p>例えば 家賃1カ月20万円の場合の給付</p> <p>国からの給付：20万円×6カ月×2/3＝80万円</p> <p>市からの給付：（120万円－80万円）×1/2＝20万円</p> <p>最終的に事業者負担は20万円</p>
小規模事業者持続化補助金とは何か？	<p>国の小規模事業者持続化補助金とは、店舗の改装・チラシ作成等による販路開拓等を支援する事業です。</p> <p>限度額50万円で2/3が給付されます。</p> <p>（市商工会へ申請☎（42）0168）</p>
申請に関すること	
事業が終わった後の申請で大丈夫か？	<p>「新商品開発・販路拡大事業」の新商品の開発、「販売促進・誘客事業」のプレミアム付き役務の提供・江田島産品使用メニューの提供については事前の申請が必要です。</p> <p>上記以外の取組は事業実施後の申請でも構いません。</p>
申請には領収書の原本が必要か？	<p>領収書は写しを提出してください。（原本は確定申告等で必要となります。）</p>
申請は何回もできるのか？	<p>申請は1回限りとなります。</p> <p>限度額を超えた時点で申請することをお勧めします。</p>
市役所以外に相談はできないのか？	<p>江田島市商工会では、会員でない方でも新型コロナウイルス感染症に関する相談が可能です。Tel42-0168（商工会会員の場合は、申請の支援も行います。）</p>
別の支援を受けているが支援金の申請はできるか？	<p>本補助対象経費となっている経費に対して別の支援・助成措置を受けている場合にはその額を控除します</p> <p>例えば、マスクを購入するのにそのマスクに対して他の支援や助成金を受けている場合はその額を差し引きします。</p>
支援金の額等に関すること	
限度額はあるのか？	<p>限度額は30万円です。</p>
少額な金額も対象となるのか？	<p>3万円以上の金額が必要です。</p>
概算払いは可能か？	<p>原則として実績報告後の支援金の交付とさせていただきます。</p>